

瀬戸内中讃定住自立圏（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）でのSDGsに貢献する新たな取組に最大で**40万円**を補助します

## SDGs 推進補助金 募集要項

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、多様な主体による様々な活動が求められています。本補助制度により、瀬戸内中讃定住自立圏域（以下「圏域」）におけるSDGsに貢献する取組を推進します。

### 1. 補助の対象となる方

圏域内に事務所又は活動拠点を有し、圏域内において活動を行っている又は今後行う予定がある企業、各種法人、教育機関その他団体又は個人事業主。

### 2. 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、以下に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

圏域のSDGs推進に資する新規の取組で、SDGsの17の目標のうちいずれかの目標達成に貢献できる事業

地域の活力向上又は課題解決を目的に圏域内で実施する公益的、社会貢献的な事業

2者以上の団体（うち1者以上は、香川県の「かがわ地方創生SDGs登録制度」の登録事業者とします。）

が連携して行う事業。ただし、連携団体には補助対象団体の属する市町以外の圏域市町に属する団体を1者以上含むものとします。

同一の事業において、他の団体が本補助金の申請を行っていないこと。

### 3. 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助上限額は40万円とします。補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとします。

### 4. 助成対象期間

補助金の交付決定日から令和6年3月31日までに実施される事業について助成します。交付決定日以前に支出した経費及び助成対象期間を過ぎて支出した経費は補助対象外経費とします。

### 5. 補助対象経費

1.報償費	ボランティア、外部専門家等への謝礼	6.保険料	事業実施のために必要な保険料
2.旅費	事業実施のために必要な旅費及び交通費	7.委託料	団体では実施が困難な事務等の委託費 (事業の全ての委託や事業の中心部分の委託は不可)
3.消耗品費	事務用品等		
4.印刷製本費	チラシ等の印刷代	8.使用料	会場等使用料、資機材賃借料等
5.通信運搬費	郵便・郵送代	9.その他	その他丸亀市長が適当と認めるもの

※以下は、補助対象外経費とします。

管理運営費	光熱水費、事務所賃借料、通信費等（インターネット料金、携帯電話使用料）など団体の管理運営に係る経費
飲食費	弁当、飲み物、お菓子代、会食に係る経費等
人件費	団体構成メンバーに対する人件費・謝礼等
備品購入費	パソコン、タブレット端末、カメラ、机・椅子等の事務所用備品
上記のほか、私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないもの、その他丸亀市長が適当でないとして認める経費	